

# 青森県報

第四千二百七十八号

平成二十九年  
三月二十四日  
(金曜日)

## 目次

### 訓令

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 一

### 告示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一

難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定…………… (同) …… 二

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治…………… (同) …… 二

として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の…………… (同) …… 二

変更の届出…………… (同) …… 二

保安林の指定解除…………… (林政課) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の…………… (水産振興課) …… 三

公開…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (同) …… 五

(西北地域)  
民局 …… 五

## 出先機関

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (青森空港管理事務所) …… 六

## 訓令

### 青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、〇四〇円」及び「五、九八〇円」を「六、一五〇円」に、「六、二五〇円」を「六、三〇〇円」に、「五、八四〇円」を「五、九八〇円」に改める。

### 附 則

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

## 告 示

### 青森県告示第二百一十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の

規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人原子整形外科医院	所 在 地	弘前市大字代官町五七の一	指 定 辞 退 年 月 日	平成 二六・三・二六
-----	--------------	-------	--------------	---------------	---------------

青森県告示第二百十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人原子整形外科医院	所 在 地	弘前市大字代官町五九	指 定 年 月 日	平成 二六・三・二一
	よつば薬局三内店		青森市里見二丁目二の三〇		"
	サカ工業局布屋		五所川原市字弥生町四の一		"
	訪問看護ステーションアット ティール		八戸市江陽四丁目二の三四		"

青森県告示第二百十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する

る法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	指定医の氏名	氏 名	松岡 保史	名 称	国民健康保険大間病院	所 在 地	下北郡大間町大字大間平二〇の七八	担 当 科 名	内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科	指 定 年 月 日	平成 二六・三・二六
-----	--------	-----	-------	-----	------------	-------	------------------	---------	-------------------------	-----------	---------------

青森県告示第二百十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	指定医の氏名	氏 名	柳沢 健	名 称	独立行政法人労働者健康安全機構青森労働安全衛生センター	所 在 地	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	担 当 科 名	泌尿器科	指 定 年 月 日	平成 二六・三・二四
-----	--------	-----	------	-----	-----------------------------	-------	---------------	---------	------	-----------	---------------

変更前	難病指定医	原子健	医療法人 弘前市大字代官	整形外科	二九三一
変更後	定医	原子健	弘前市大字代官 弘前市大字代官 町五九	科、リハ ショニ科	二九三一

青森県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

十和田市西五番町四六七の一から四六七の一〇まで、西十四番町四二四、西十五番町四六六の一から四六六の五まで、四六六の七から四六六の一〇まで、四九八の一、四九八の三、四九九の三、四九九の四、西十六番町四七四の二から四七四の四二まで、四七四の四四から四七四の六五まで、四七四の六七、四七四の六八、五〇九、西二十三番町四三五の二、大字三本木字並木西四三五の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

弘前市大字高岡字獅子沢二二八の二一七、二二八の二一九

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 保安林解除の理由

公共施設用地とするため

青森県告示第百十七号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
横 澤 光 幸	八戸市長苗代三丁目 一一の八	平成二十九 年三月二十 九日午前九 時	青森市長島一丁目 一の一 青森県庁北棟四階 農林水産部B会議 室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第二百十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に關する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
	阿 部 徹 夫	八戸市大字白銀町字 三島下二四の三九	平成二十九 年三月二十 九日午前十 時	青森市長島一丁目 の一の 一 青森県庁北棟四階 農林水産部B会議 室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に關する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第二百十九号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三

項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に關する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
	西 村 松 藏	三戸郡階上町大字赤 保内字柳沢一五の五 七	平成二十九 年三月二十 九日午前十 一時	青森市長島一丁目 の一の 一 青森県庁北棟四階 農林水産部B会議 室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に關する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第二百二十号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に關する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	聴聞の期日及び場所
中 村 勝 治	八戸市大字金浜字下 山二九の二四	平成二十九 年三月二十 九日正午	青森市長島一丁目 の一の 青森県庁北棟四階 農林水産部B会議 室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第二百二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域 区 分

三戸郡階上町大字道仏字神山七の二二 上長根 司  
三戸郡階上町大字道仏字浜久保二七の五三 荒谷 源治

階上区域  
組合の漁業協  
同地区

内水面以外の水  
面において網漁  
具を水深二十七  
メートル未満の  
水中に設置して  
営む漁業(以下  
「小型定置漁業  
とす。')

東津軽郡外ヶ浜町字平館門の沢六三 高坂 嘉男  
東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂

外ヶ浜第二区域  
同組合の漁業協  
同地区

底建網漁業

西津軽郡深浦町大字舩作字清滝一の一の二 西崎 昭一  
西津軽郡深浦町大字舩作字清滝二八の一 宮本 一男

新深浦町第三区  
協同組合の漁業  
協同組合の地区

総トン数十トン  
未満の漁船によ  
り行う漁業であ  
つて、主として  
網漁業

# 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社青森舗道

- 二 代表者の氏名 工藤浩
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字豊島字豊本一八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二八)第六〇七八号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

# 出 先 機 関

## 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十四日

青森空港管理事務所長 大 柳 雅 一

- 一 物品等の名称及び数量  
液状凍結防止剤供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森空港管理事務所  
青森市大字大谷字小谷一の一五
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十九年二月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
有限会社丸山銃砲火薬店青森支店

- 青森市大字八幡林字熊谷八
- 六 契約金額  
一キロリットル当たり十七万二千八百円
- 七 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第五号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭